

松伏町住宅用太陽光発電設備設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、既存住宅に住宅用太陽光発電設備を設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することで、低炭素で地球にやさしいエネルギー社会の実現に寄与することを目的とする。

2 前項の補助金の交付に関しては、松伏町補助金等の交付に関する規則（平成5年松伏町規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において「既存住宅」とは、町内に所在する住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条第2項に規定する新築住宅以外の一戸建て住宅（併用住宅を含む。）をいう。ただし、現に居住者等が当該新築住宅の引渡しを受けている場合は既存住宅とみなす。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、町内の既存住宅に太陽光発電設備を設置し、当該住宅に自ら居住し、自ら電力会社と電力受給契約を締結する個人であって、次に掲げる要件のいずれにも該当する者をいう。

- (1) 太陽光発電設備を設置する建築物及び建築物の敷地等に都市計画法（昭和43年法律第100号）及び建築基準法（昭和25年法律第201号）等の法律違反がないこと。
- (2) 町税を滞納していない者であること。
- (3) この告示に基づく補助金の交付を過去に受けたことがないこと。

(補助対象設備)

第4条 補助の対象となる太陽光発電設備（以下「補助対象設備」という。）は、次の各号の要件に適合したものをいう。

- (1) 財団法人電気安全環境研究所（JET）の「太陽電池モジュール認証」相当の認証を受けているもの又は同等以上の性能、品質が確認されているものであり、いずれの場合も、太陽光発電普及拡大センター（J-PEC）により登録されたもの
- (2) 次に掲げる性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されているもの
 - ア 太陽電池モジュールの公称最大出力（日本工業規格又はIEC等の国際規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力）の80パーセント以上の出力が太陽電池メーカーによって10年以上保証されていること。
 - イ メーカー等による補助対象設備設置後のメンテナンス体制が用意されていること。
- (3) 低圧配電線と逆潮流有りで連系するもの（商用電力と連系し、自家使用を超える余剰分については、電力会社に売電することができるもの）
- (4) 太陽電池モジュール及びインバータは未使用品であるもの

(5) 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）以外の所有者が存在する既存住宅に補助対象設備の設置を行う場合は、申請者を除く全ての所有者から当該設置に係る承諾が得られたものであること。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、5万円とする。

2 補助金の交付申請の受付は先着順に行い、予算の範囲を超えたときは、申請の受付を停止するものとする。なお、受付開始の時点で予算の範囲を超えることが明らかでない場合、抽選順により受付することができる。

3 補助金の交付は、一の既存住宅につき1回を限度とする。

（補助金の交付の申請）

第6条 申請者は、町長が定める日から当該年度の2月末日までの間に、住宅用太陽光発電設備設置費補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、事業の性格上、作成を要しないものについては、この限りではない。

(1) 補助対象設備の設置場所を示す案内図及び現状の分かる着工前の写真

(2) 補助対象設備の規格等を示すカタログ

(3) 補助対象設備の設置に係る工事請負契約書又は売買契約書の写し並びに設計図及び補助対象設備の経費の内訳が分かる見積書の写し

(4) 町税に滞納がないことが分かる書類

(5) 国又は県の補助を申請する者については、その申請書の写し

(6) 登記事項証明書、固定資産評価証明書等の住宅の所有者を証明することができる書類

(7) 第4条第5号の規定に該当する場合は、全ての所有者の承諾書

(8) 補助対象設備を設置する建築物に係る完了検査済証又は確認済証の写し若しくは建築計画概要書（いずれも添付できないときは建築台帳の記載事項証明書）

(9) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（交付決定通知書の様式等）

第7条 町長は前条の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、住宅用太陽光発電設備設置費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（補助事業の着手及び遂行）

第8条 補助金等の交付を受けようとする者は、交付決定通知書が交付された後に補助事業に着手するとともに、補助事業を誠実に実施しなければならない。

（補助事業の変更等）

第9条 補助金交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、次の各号に該当するときは、住宅用太陽光発電設備設置費補助金変更等承認申請書（様式第3号。以下「変更等承認申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

(1) 補助金の交付申請内容を変更しようとするとき（変更内容が交付目的に反せず、

かつ大幅な変更でないものを除く。)又は当該申請に係る工事を中止しようとするとき。

(2) 補助金の交付決定を受けた工事が予定期間内に完了しないとき又は当該工事の遂行が困難になったとき。

(交付決定者の変更)

第10条 交付決定者の死亡により補助事業を遂行することができない場合であって、相続により交付決定者の地位を承継することが適当であると認められる相続人、若しくは、法定相続人であって交付決定者の地位を承継することが適当であると認められる者(以下「相続人等」という。)が、交付決定者の地位の承継について町長の承認を得ようとする場合は、変更等承認申請書を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、対象設備の設置等を完了した後に提出するものとする。

3 第1項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 交付決定者の戸籍謄本

(2) 相続人等の住民票の写し

(3) 補助事業の実施に係る領収書の写し

(4) 電力会社が発行する「電力受給契約のご案内」の写し(相続人等が契約者であるもの)

(5) 相続人等に町税に滞納がないことが分かる書類

(6) その他町長が必要と認めるもの

(変更等の承認)

第11条 町長は、前2条の変更等の申請があったときは、その内容を審査し、当該変更等を承認するか否かを決定し、住宅用太陽光発電設備設置費補助金変更承認等通知書(様式第4号)により、交付決定者に通知するものとする。

2 町長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(実績報告)

第12条 交付決定者は補助事業の完了(補助事業の中止又は廃止の場合を含む。)後30日以内又は3月15日のいずれか早い期日までに住宅用太陽光発電設備設置費補助金実績報告書(様式第5号。以下「実績報告書」という。)を提出しなければならない。

2 実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、事業の性格上、作成を要しないものについては、この限りではない。

(1) 補助事業で設置した太陽電池モジュールの枚数が確認できる写真及び設置を行った住宅全体の写真(施工中及び完了後)

(2) 補助事業の実施に係る領収書の写し

(3) 電力会社との電力受給契約及び余剰電力の買取契約の内容が分かる書類の写し

(4) その他町長が必要と認めるもの

(補助金交付額の確定)

第13条 町長は、前条の規定による報告があった場合において、当該報告に係る審査によりその内容が補助金の交付の決定の内容に適合すると認めるときは、交付

すべき補助金の額を確定し、住宅用太陽光発電設備設置費補助金交付額確定通知書（様式第6号）により、交付決定者に通知するものとする。

2 町長は、前項の審査のため必要があると認めるときは、太陽光発電設備の設置場所に職員を立ち合わせ、完了検査を行うことができる。

（補助金の請求）

第14条 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、住宅用太陽光発電設備設置費補助金交付請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の取消し）

第15条 町長は、交付決定者が補助事業を実施しなかったとき、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、その他補助事業に関して補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、その他規則、この告示又はこれに基づく町長の命令に違反したときは、補助金の交付決定を取消することができる。

2 前項の規定は、第13条の規定に基づく補助金交付額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 町長は、前2項の規定により補助金交付決定の取消しをした場合においては、補助金の返還を命ずるものとする。

（財産処分制限）

第16条 規則第11条ただし書に規定する町長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第2に定める耐用年数とする。

2 補助金の交付を受けて補助対象設備を設置した者が、前項に規定する期間が経過する前に、補助事業により取得した財産を処分しようとするときは、住宅用太陽光発電設備設置費補助金にかかる財産処分承認申請書（様式第8号）により町長の承認を受けなければならない。

（状況報告等）

第17条 町長は、補助金の交付を受けて補助対象設備を設置した者に対し、必要に応じ売電量及び買電量のデータの提供その他の協力を求めることができる。

（委任）

第18条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日から第6条第1項に定める申請期間の初日の前日までの間に、補助対象設備の工事請負又は売買等の契約をした者は、既に補助事業に着手等していても第6条に定める交付申請を行うことができるものとする。